

I 計画の策定について

(1) 計画策定の背景と趣旨

滋賀県においては、平成18年(2006年)3月に滋賀県子ども条例を制定し、子どもが人権を尊重され夢を持って健やかに育ち、子どもを安心して育てることができる環境づくりを進めるため、県、保護者、県民、育ち学ぶ施設それぞれの責務を明らかにしました。

平成22年(2010年)3月には、子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための中期的な計画として「淡海子ども・若者プラン」を策定し、平成27年(2015年)3月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子ども・子育て支援新制度」の本格施行等を踏まえて、同プランを改定し、子ども・子育て環境日本一の滋賀の実現を目指し、施策を推進してきました。

この間、核家族化や地域におけるつながりの希薄化などにより、子ども・若者が地域で幅広い年代の人々と関わり、様々な体験をする機会や場が減少するとともに、子育て家庭においても、幅広い年代や近隣の人々からの助言や支援を受けることが困難な状況になっています。

さらには、子育ての負担感や不安感の増大、児童虐待相談件数の増加、子ども・若者の健やかな育ちを阻害する有害情報の氾濫など、子育て家庭や子ども・若者を取り巻く環境は厳しさを増してきています。

誰もが安心して子どもを生み育てることができ、生まれてきた子どもたちが人権を尊重され、保護者や地域の人々に見守られながら、社会の主演として健やかに育つことができる環境が求められています。

国においては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、「子ども・若者育成支援推進法」が平成22年(2010年)4月に施行され、子ども・若者を取り巻く環境整備の取組が進められています。

平成26年(2014年)4月には、ひとり親の経済的自立やひとり親家庭の子どもの心身の健やかな成長、「子どもの貧困」対策にも資する支援施策の強化を図るため、「母子及び寡婦福祉法」および「児童扶養手当法」の一部を改正する法律が成立し、また、少子化対策推進のため、次世代育成支援対策推進法が平成37年(2025年)3月31日までの10年間、期間延長されています。

平成29年(2017年)6月には「子育て安心プラン」が策定され、待機児童の解消を図るため必要な受け皿整備が進められ、令和元年(2019年)10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、生涯にわたる人格形成の基礎を担う幼児教

育の機会の保障と子育て世代の負担軽減が図られました。

また、児童虐待の防止対策の強化を図るため、平成29年（2017年）には児童等の保護について司法関与の強化を、また、令和元年（2019年）6月には親による子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化を柱として、児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の改正が行われました。

さらに、子どもの貧困対策に関しては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、対策の総合的な推進を目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年（2019年）6月に改正され、子どもの貧困対策計画の策定が市区町村の努力義務となりました。

今回、平成27年（2015年）3月のプラン改定以降の社会状況の変化やこうした国の動きを踏まえて、子どもが生まれる前から自立するまでの子ども・若者育成支援施策を総合的かつ体系的に構築し、計画的に見直し、推進していくため、今後5年間の中期的な計画を策定します。

（2）計画の位置づけ

- ①滋賀県において取り組むべき子ども・若者育成支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ②滋賀県政の最上位計画である滋賀県基本構想をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- ③子ども・子育て支援法第62条第1項に規定される都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定される都道府県子ども・若者計画、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定される自立促進計画、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に規定される都道府県行動計画および子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に規定される都道府県子どもの貧困対策計画の位置付けを含む計画

（3）計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5カ年の計画とします。

（4）計画における「子ども・若者」の定義

この計画における「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、生まれてから自立するまでの者を幅広く含んだ概念であり、0歳からおおむね30歳未満までの者の総称としますが、施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。